

第3節 通信教育受講料の補助

(対象講座)

第43条 (株)日本旅行等の通信教育講座(教養分類)を対象とする。

(対象者)

第44条 前条の講座を修了した一般会員及び特別会員とする。

(補助金額)

第45条 受講料の50%とし、年間1講座とする。

(申請方)

第46条 通信教育受講料の補助申請書(様式第12号)に、修了証コピー添付の上、修了証発行日より1ヶ月以内に理事長に申請する。

(支給方)

第47条 原則として、前月20日迄の申請分を当月末日迄に、仕向送金(不可の場合は現金送金)する。